○厚生労働省告示第百十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第六号並びに別表第一医科診療報酬点数表第３章第１部の４及び同章第２部の４の規定に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。ただし、同年五月三十一日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　診療報酬の算定方法第六号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の上欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。	診療報酬の算定方法第六号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の上欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。
第二　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第３章第１部の４及び同章第２部の４に規定する厚生労働大臣が定めるものは、別表第三の上欄各号に掲げる区分に従い、同表の下欄に定めるものとする。また、別表第一及び別表第三の下欄に規定する検査等は、別表第四の上欄各号に掲げる区分に従い、同表の下欄に定めるものとする。	（新設）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一　入院中の患者（以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者」という。） イ　介護老人保健施設、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　医科点数表第１章第１部に規定する点数 二　医科点数表第２章第１部に規定する点数 三　医科点数表第２章第２部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ　区分番号Ｃ００９に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 ハ　区分番号Ｃ０１０に掲げる在宅患者連携指導料 四　医科点数表第２章第３部から第14部までに規定する点数
ロ　地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に入所している患者	五　診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの イ　区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料 ロ　区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ　区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料 六　診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表（以下「調剤点数表」という。）に規定する点数（区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）
二　入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一　医科点数表及び歯科点数表に規定する点数 二　調剤点数表区分番号１５の４に掲げる退院時共同指導料
三　短期入所療養介護（介護老人保健施設又は介護医療院の療養室（以下「療養室」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室において行われるものを除く。）を受けている患者	次に掲げる療養 一　次に掲げる点数が算定されるべき療養 イ　医科点数表第２章第１部に規定する点数（通則第７号に規定する加算については、別表第四に掲げる介護老人保健施設入所者について算定できる内服薬及び外用薬を投与した場合に限る。）であって、次に掲げる点数以外のもの ①　区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料 ②　区分番号Ｂ００１―11に掲げる遺伝性疾患療養指導管理料 ③　区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１ ④　区分番号Ｂ００５に掲げる退院時共同指導料２ ⑤　区分番号Ｂ００５―１―２に掲げる介護支援等連携指導料 ⑥　区分番号Ｂ００５―６に掲げるがん治療連携計画策定料 ⑦　区分番号Ｂ００５―６―２に掲げるがん治療連携指導料 ⑧　区分番号Ｂ００５―６―４に掲げる外来がん患者在宅連携指導料 ⑨　区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料 ⑩　区分番号Ｂ００５―７―２に掲げる認知症療養指導料 ⑪　区分番号Ｂ００５―８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料 ⑫　区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料 ⑬　区分番号Ｂ００７―２に掲げる退院後訪問指導料 ⑭　区分番号Ｂ００７―３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料 ⑮　区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料 ⑯　区分番号Ｂ００８―２に掲げる薬剤総合評価調整管理料 ⑰　区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注３、注４、注８、注９及び注11から注18までに規定する場合に限る。） ⑱　区分番号Ｂ００９―２に掲げる電子的診療情報評価料 ⑲　区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅱ) ⑳　区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料 ㉑　区分番号Ｂ０１１―５に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料 ㉒　区分番号Ｂ０１１―６に掲げる栄養情報連携料